資料５－２

道内自治体要綱記載事項比較表

○道内自治体「パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」

（札幌市・江別市・函館市・北見市・苫小牧市・岩見沢市・北斗市）

○帯広市「パートナーシップ制度実施要綱」

※帯広市は「宣誓」制度ではないため,「申請」としている。

	札幌	江別	函館	北見	帯広	苫小牧	岩見沢	北斗
趣旨・目的	○	○	○	○	○	○	○	○
定義	○	○	○	○	○	○	○	○
宣誓の対象者(申請者)の要件	○	○	○	○	○	○	○	○
宣誓(申請)の方法 ※本人確認方法を含む	○	○	○	○	○	○	○	○
登録					○			
通称名の使用	○	○	○	○		○	○	○
子に関する記載		○	○					○
子に関する届出					○			
受領証(等)の交付	○	○	○	○	○	○	○	○
受領証(等)の再交付	○	○	○	○	○	○	○	○
受領証(等)の変更			○				○	○
変更等の届出					○			
要件の確認					○			
登録の変更・抹消等					○			
受領証(等)の返還	○	○	○	○		○	○	○
受領証明の取消し等 宣誓の無効		○	○			○		○
交付番号の公表						○		
自治体間での相互利用・連携	○	○	○	○	○	○	○	○
個人情報の取扱い		○						
宣誓書の保存年限	10 年	10 年		10 年	10 年	10 年	10 年	
起算日	宣誓	宣誓		返還	返還	返還	返還	
周知啓発		○		○		○	○	
委任・補則・その他	○	○	○	○	○	○	○	○